

# 遺言書のすすめ その1 (遺言書の書き方)

平成 25 年 6 月作成



今回は「遺言書」についてのお話をしてみたいと思います。日本では、遺言書というと、なんとなく話をすることさえ敬遠されがちでした。色々な理由があるとは思いますが、やはり一番は遺言書というものが、直接「死」を連想させるものだからでしょう。

また、遺言書などなくても、相続人の関係は良好だから遺産相続でもめることはないと思っている（本当は「思いたくない」だけかもしれませんが）とか、もめるほどの財産はないとか、そのほかにも様々な理由があると思います。

しかし、それまで良好だった親族関係が、相続をきっかけに悪化する例は少なくありません。一般的なイメージでは遺産が多いほうがもめやすいと思いがちですが、相続税が課税されない程度の遺産総額又は相続税が課税されても**比較的遺産総額が少ないケースの方が紛争は多い**のが実情です。その理由の一つとして、大資産家の方は相続税を含めて、生前から様々な相続対策を講じていることが多く、意外とトラブルに至ることは少ないのです。いずれにしても財産の多寡や親族の仲が良好であるかにかかわらず、**ある程度の相続対策というのには誰にでも必要**なことと考えたほうがいいでしょう。

最近では「終活」という用語もでてきましたし、「遺言書」の書き方を解説した書籍やエンディングノートなどの売れ行きが好調のようです。遺言書の作成時には親族と相談する方がいい場合も多々あるでしょう。また、相続税の課税が見込まれる場合には、税理士に相談して、節税対策や納税資金対策を事前に検討することも必要です。勝手な思い込みで遺言書を作成してかえってトラブルになることも少なくありません。

そこで、今回は相続対策に欠かせない自筆証書遺言の書き方を紹介したいと思います。自筆証書遺言はその要件が一つでも欠けると無効とされてしまいますので、下記の例を参考に**全文を自書で作成（ワープロ等の作成は無効）**してみてくださいはいかがでしょうか。

遺言書を作れば安心というわけではないですが、対策の一つとしては有効だと思います。

**遺言書**

遺言者は遺産について次の通り遺言する

一、妻・山〇子（昭和〇年〇月〇日生）に対して次の財産を相続させる

1 土地  
所在地 千葉県市川市市川〇丁目〇番〇  
地積 〇〇・〇〇平方メートル

2 建物  
右同所同番地所在 家屋番号〇番  
構造用途（木造瓦葺二階建 居宅）  
床面積 一階 〇〇・〇〇平方メートル  
二階 〇〇・〇〇平方メートル

三、〇〇銀行△△支店の遺言者名義の預金すべて

二 長女・山〇美（昭和〇年〇月〇日生）に対して次の財産を相続させる

1  〇〇銀行△△支店の遺言者名義の定期預金  
口座番号 〇〇〇〇〇〇

1  〇〇銀行〇〇支店の遺言者名義の定期預金  
口座番号 〇〇〇〇〇〇

2 株式会社〇〇の株式すべて

四 右一〜三に記載した以外の財産のすべてを妻・山〇子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる

五 この遺言の執行者として次の者を指定する  
千葉県〇〇市〇〇〇丁目〇〇〇番〇〇士 △△△  
平成〇〇年〇月〇日  
千葉県市川市市川〇丁目〇番〇

遺言者 〇山〇介

記載以外の財産についてもこの様にして相続（遺贈）すべき相手特定しておくこと遺産分割協議をせずに特定された者が相続できる。

相手方については自分との続柄・生年月日を記載して、特定する。第三者の場合は住所も記載するとよい。

不動産の場合は登記事項証明書のとおり正確に記載する。

不動産以外の場合は、なるべく詳しく記載する。

名前・印鑑・日付は必須。日付は正確に記載する。吉日等は不可。